

## 感染状況に応じたイベント開催制限等について

区分		安全計画策定（注 1）	その他（安全計画を策定しないイベント）
下記以外の区域	人数上限（注 2）	収容定員まで（注 3）	5,000 人 又は 収容定員 50% のいずれか大きい方
	収容率上限（注 2）	100%（注 4）（注 5）	大声なし：100% 大声あり： 50%（注 5）
重点措置区域	人数上限（注 2）	収容定員まで（注 3）	5,000 人
	収容率上限（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり： 50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし（注 6）	原則要請なし（注 6）
	人数上限（注 2）	10,000 人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注 7）	5,000 人
	収容率上限（注 2）	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり： 50%

※ 遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注 1）参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000 人超）

（注 2）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

（注 3）地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする

（注 4）安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

（注 5）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれ 50%（大声あり）・100%（大声なし）

（注 6）都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

（注 7）対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能